

## 「介護・障害福祉従事者処遇改善法案」（通称）について

### 1. 法案提出の背景・問題意識

要介護者・障害者の生活の質を維持向上させるために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っているにもかかわらず、賃金が全産業の平均と比較して8万円程度低い水準にあることから、私たちは、介護・障害福祉従事者の賃金を引き上げるための法案を再三にわたり提出し（直近では令和2年5月に提出し、令和3年10月の衆議院解散まで継続審議）、その成立を求めてきた。

岸田政権は、私たちの法案を参考にし、昨年11月に閣議決定された経済対策において、介護・障害福祉職員を対象に収入を月額9,000円引き上げる措置を本年2月から行うこととした。これは、処遇改善に向け一歩前進であり、その点は評価するが、支給対象は現行の処遇改善加算を取得している事業所に限定され、支給金額の算定には事務職員や調理員が含まれないなど、対象範囲が狭く、また金額も不十分である。

介護・障害福祉の現場は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染対策が難しい環境の中での感染対策の継続、クラスターが発生して職員も感染する中での事業の継続など、非常に厳しい状況に置かれている。ただでさえ人手不足の現場で働く職員の負担は大きく、十分な処遇改善を緊急に行う必要がある。また、こうした状況下で、支給対象外の事業所があることや、同じ事業所内で支給対象外の職員がいることは、現場に分断を招きかねない。

そこで、政府の処遇改善に加えて、全ての介護・障害福祉事業所で働く全ての職員に対し、月額1万円の処遇改善を行うため、本法案を提出する必要がある。

### 2. 法案の概要・効果

○ 介護・障害福祉従事者等の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉の事業所に対し、助成金を支給する。

※1 当該事業所の事務職員や調理員を含む全ての職員を対象に、1人当たり月額1万円賃金を引き上げることを想定。

※2 政府の措置では対象外とされている、現行の処遇改善加算を取得していない事業所も支給対象とする。

#### 【所要額】

介護・障害福祉従事者等の賃金を月額1万円引き上げるために必要な経費として、年間約3,970億円が見込まれる。

	人数（万人）	所要額（億円）
介護	245	2,939
障害福祉（放課後等デイサービス等を含む）	86	1,032
合計	331	3,971